## (参考)令和2年度末時点のPCB廃棄物の保管等の状況及び令和3年度末時点への変化量

参考表1-1 PCB廃棄物の保管状況(令和4年3月31日現在)

कं	棄		物	Φ.	種	類		高濃度		低濃度		濃度不明		
廃	来		793	の	悝	知	事業所数	保管量	事業所数	保管量		事業所数	保管量	
変	圧	器	(	トラ	ン	ス )	76	約 360 台	11,686	約 35,000	台	523	約 1,300	台
⊐ :	ンデ	ン	サー	( 3	k g Ļ	1上)	2,464	約 7,000 台	4,453	約 17,000	台	530	約 2,400	台
⊐ :	ンデ	ン	サー	( 3	k g オ	₹ 満 )	992	約 440,000 台	1,686	約 73,000	台	213	約 16,000	台
柱	上変	圧	器()	柱上	トラ	ンス)	ı	台	186	約 97,000	台	11	32	台
安			京	Ē		器	4,751	約 820,000 個	494	約 35,000	個	339	約 33,000	個
Р	С	В	を	含	i t	油	174	約100 Ю	1,683	約 8,300	トン	40	約 10	トン
感	J	圧	衬	夏	写	紙	11	約3 炒	51	約 360	トン	0	0	トン
ゥ			_	_		ス	315	約99 や	1,019	約 180	トン	49	約5	トン
0	F		ケ	_	ブ	ル	-	- シ	53	約 1,100	トン	0	0	トン
汚						泥	35	約 150 い	178	約 17,000	トン	16	約 240	トン
塗						膜	4	約3 炒	467	約 1,400	トン	4	約 0.21	トン
そ	の		他	の	機	器	103	約 18,000 台	2,368	約 13,000	台	110	約 320	台
そ			σ	)		他	605	約630 い	2,850	約 9,400	トン	143	約 65	トン

参考表1-2 令和2年度末から令和3年度末時点にかけての保管量の変化量

廃	棄	牧	<del>-</del>	Φ.	揺	*五		高濃度		低濃度	濃度不明			
婙	来	13	Ø	の	種	類	事業所数	保管量	事業所数	保管量		事業所数	保管量	
変	圧	器	( <b>-</b>	ラ	ン:	ス )	-113	約-480 台	-1,180	約-13,000	台	-98	約-1,400	台
<b>=</b> :	ンデン	ノサ	- (	3 k	g 以	上)	-3,125	約-11,000 台	-413	約-1,000	台	-156	約 200	台
<b>=</b> 2	ンデン	ノサ	- (	3 k	g 未	満 )	-491	約-230,000 台	228	約-3,000	台	-12	0	台
柱 .	上変	王 器	(柱	上	トラン	, ス)	-	- 台	-24	約-53,000	台	-3	約 570	台
安			定			器	-3,196	約-680,000 個	14	約-9,000	個	-323	約-5,000	個
Р	С	В	を	含	む	油	-167	約-210 トン	-236	約-900	トン	-22	約-2	トン
感	且		複		写	紙	-17	約-4 トン	-11	約 120	トン	-9	約-650	トン
ウ			エ			ス	-241	-21 トン	-115	約-130	トン	-31	約-16	トン
0	F	ケ		_	ブ	ル	_	- トン	-6	約-1,000	トン	-1	-0.001	トン
汚						泥	-31	約-210 トン	-37	約 13,600	トン	-6	約-140	トン
塗						膜	0	約 2.46 トン	70	約 400	トン	1	約 0.05	トン
そ	Ø	ft	<u>t</u>	の	機	器	-67	約-7,000 台	-411	約-4,000	台	-31	約-170	台
そ			の			他	-395	約-250 トン	-107	約-4,600	トン	-70	約-85	トン

〇表 1-1 及び表 1-2 において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

OPCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、 $1\ell=1$  kg として重量に換算して集計した。

〇届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器 (トランス) 」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー (3kg以上) 」は、54kgを1台
- ・「コンデンサー (3kg未満)」は、0.26kg又は0.28l、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9l、0.01缶をそれぞれ1個
- ○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。
- ○「その他」は、「その他機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

参考表2-1 PCB 使用製品の所有状況(令和4年3月31日現在)

製		_	Œ		1=	類		高濃度			低濃度		ž	農度不明	
表		品	σ.	,	種	矨	事業所数	所有量		事業所数	所有量		事業所数	所有量	
変	圧	器	(	<b>、</b> ラ	ン	ス )	13	16	台	9,856	約 40,000	台	1,248	約 3,200	台
⊐	ンデ	ン	サー	( 3	k g J	以上)	132	約 440	台	1,012	約 5,500	台	1,621	約 3,300	台
⊐	ンデ	ン	サー	( 3	k g 5	未満)	51	約 4,500	台	335	約 5,500	台	142	約 1,800	台
柱	上 変	圧	器(	注 上	トラ	ンス)	1	-	台	88	約 4,300	台	7	8	台
安			定	Ē		器	587	約 22,000	個	-	-	個	101	約 2,000	個
Р	С	В	を	含	i đ	油	7	約3	kg	100	約 210,000	kg	4	約 350	Kg
感		圧	袳	Ē	写	紙	1	約 120	kg	0	0	kg	0	0	Kg
ゥ				1		ス	2	約 120	kg	1	約 0.10	kg	0	0	Kg
0	F		ケ	_	ブ	ル	-	-	kg	70	約 220,000	kg	0	0	Kg
汚						泥	0	0	kg	2	約 0.06	kg	0	0	Kg
塗						膜	0	0	kg	242	約 810,000	kg	3	0	Kg
そ	σ	)	他	の	機	器	8	46	台	1,230	約 6,200	台	149	約 580	台
そ			σ	)		他	12	約 2,000	kg	346	約 5,800,000	kg	34	約 2,000	Kg

参考表2-2 令和2年度末から令和3年度末時点にかけての所有量の変化量

集日			•		í <del>≤</del>	华天		高濃度			低濃度		濃度不明		
製	品		の		種	類	事業所数	所有量		事業所数	所有量		事業所数	所有量	
変	圧 都	묽 (	<b>.</b>	ラ	ン	ス )	-13	約-66	台	-697	約-4,000	台	-294	約-700	台
<b>□</b> :	ノデン	・サ	<b>–</b> (	3 k	g 以	上)	-329	約-480	台	-97	0	台	-208	約-200	台
⊐ :	ノデン	・サ	<b>–</b> (	3 k	g 未	: 満)	-6	約 700	台	-24	約-5,500	台	-18	約 300	台
柱	上変』	E 器	(柱	上	トラ:	ンス)	-	-	台	-9	約-1,800	卟	0	0	台
安			定			器	-329	約-18,000	個	ı	ı	個	-72	約-4,800	個
Р	С	В	を	含	む	無	-1	約2	kg	10	約-50,000	kg	-3	0	Kg
感	圧		複		写	紙	1	約 120	kg	0	0	kg	0	0	Kg
ゥ			I			ス	2	約 120	kg	0	0	kg	0	0	Kg
0	F	ケ	-	-	ブ	ル	1	ı	kg	-3	約-180,000	kg	0	0	Kg
汚						泥	0	0	kg	0	0	kg	0	0	Kg
塗						膜	0	0	kg	60	約 150,000	kg	-1	0	Kg
そ	Ø	伳	1	の	機	器	-3	-31	台	-111	約-600	台	-6	約-260	台
そ			の			他	-3	約 800	kg	10	約 3,200,000	kg	-17	約-1,100	Kg

〇表 2-1 及び表 2-2 において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg 人上)」、「コンデンサー(3kg 未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

OPCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「0Fケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、 $1\ell=1$  kg として重量に換算して集計した。

〇届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「コンデンサー (3kg未満) 」は、0.26kg又は0.280、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.90、0.01缶をそれぞれ1個
- ○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。
- O「その他」は、「その他機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。